

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年1月27日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構

さいたま北部医療センター

院長 黒田 豊

## 1. 競争に付する事項

### (1) 調達件名及び数量

検体受付業務

### (2) 履行場所

埼玉県さいたま市北区宮原町 1-853

独立行政法人地域医療機能推進機構 さいたま北部医療センター

### (3) 調達案件の仕様等

別紙「入札説明書」及び「仕様書」のとおり。

### (4) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### (5) 入札方法

入札金額については、調達件名にかかる直接経費の他、社会保険料等契約履行に要する一切の諸経費を含めた全額（契約期間）とすること。

第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

## 2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

### (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）

第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。

### (2) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供」で、「A」・「B」・「C」

の等級に格付けされ、関東甲信越地域の参加資格を有する者であること。資格を有していない場合には、官公庁が発行する証明書（登記事項証明書、納税証明書等）、営業経歴書及び財務諸表を提出すること。

### (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間に於いて虚偽

の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

### (4) 次の各号に掲げる制度が適用されるものにあつては、この入札の入札書提出期限の直近2

年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納が無いこと。

- ① 厚生年金保険 ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③ 船員保険  
④ 国民年金 ⑤ 労働者災害補償保険 ⑥ 雇用保険

- (5) 労働者派遣事業者であること。  
(6) 旧委託運営法人と関連のある法人でないこと  
(7) 当院同等以上の病院において、直近3年以内に3年以上の受付業務の各実績が有り合計3  
病院以上有すること  
(8) さいたま市に本社及び営業所を設置していること

### 3 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間

- (1) 交付場所：独立行政法人地域医療機能推進機構  
さいたま北部医療センター総務企画課経理係  
(2) 交付期間：令和2年1月27日（月）～令和2年2月10日（月）  
17時00分迄

### 4 入札関連必要書類の提出場所及び期限

- (1) 提出場所：上記 3（1）に同じ  
(2) 提出期限：令和2年2月12日（水）17時00分迄

### 5 入札日時及び場所

- (1) 開札場所：独立行政法人地域医療機能推進機構  
さいたま北部医療センター 管理棟3階 大会議室  
(2) 開札日時：令和2年2月14日（金）10時00分

### 6. その他必要な事項

- (1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」  
(2) 入札保証金及び契約保証金 「免除」  
(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、2（2）の証明となるもの及び入札説明書において定めるものを受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 「要」

- (6) 契約の相手方の決定方法

契約事務細則34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

以 上